

○沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例

沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例

平成12年3月31日

条例第9号

改正 平成12年10月13日条例第67号

沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例をここに公布する。

沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第158条第4項の規定に基づき、特定計量器の検定、定期検査等手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 次に掲げる者は、別表第1又は別表第2に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第10条第2項に規定する特定市町村の長、法第20条第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）及び法第117条第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定計量証明検査機関」という。）が、法又は法に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合を除く。

- (1) 法第16条第1項第2号イの検定を受けようとする者
- (2) 法第16条第3項の装置検査を受けようとする者
- (3) 法第17条第1項の指定を受けようとする者
- (4) 法第19条第1項の定期検査を受けようとする者
- (5) 法第91条第2項の検査を受けようとする者
- (6) 法第102条第1項の基準器検査を受けようとする者
- (7) 法第107条の計量証明の事業の登録を受けようとする者
- (8) 法第115条の計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- (9) 法第115条の計量証明の事業の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- (10) 法第116条第1項の計量証明検査を受けようとする者
- (11) 法第127条第1項の指定を受けようとする者
- (12) 法第127条第3項の検査を受けようとする者

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、特定計量器の検定又は定期検査、計量証明の事業の登録等を申請する際又は請求する際に納付しなければならない。

(指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関が行う検査に係る手数料)

第4条 指定定期検査機関が行う定期検査又は指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者は、第2条に規定する当該定期検査又は計量証明検査に係る手数料を当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関へ納めなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に納められた手数料は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の収入とする。

(実費負担)

第5条 検定、定期検査又は基準器検査のため職員の出張を依頼するときは、県所定の旅費及び検定、定期検査又は基準器検査用器具の運搬費その他実費を負担しなければならない。

(手数料の不還付)

第6条 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）を

下の過料に処する。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年10月13日条例第67号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成13年11月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	手数料区分	単位	金額	備考
検定	1 タクシーメーター	1個につき	550円	
	2 質量計			最小の目量 (隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。) 又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。) がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)のアからウまでに掲げる金額の2倍の額とする。
	(1) 非自動はかり			
	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの			
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき	1,050円	
	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,250円	
	ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,650円	
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,050円	
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	2,350円	
	イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの			
	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	100円	
	ひょう量が10キログラムを超えるもの	1個につき	190円	
	ウ 上記ア又はイに掲げるもの以外のもの			
	ひょう量が5キログラム以下のもの	1個につき	150円	
	ひょう量が20キログラム以下のもの	1個につき	190円	
ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	250円		
ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	340円		
ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	520円		
ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	900円		
ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	1,550円		

ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	2,450円	
ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150円	
ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	7,750円	
ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	11,400円	
ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,150円	
ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	18,900円	
ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,300円	
ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	37,800円	
(2) 分銅			
表す質量が200グラム以下のもの	1個につき	20円	
表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき	220円	
(3) 定量おもり又は定量増おもり（以下「おもり」という。）			
質量が5キログラム以下のもの	1個につき	20円	
質量が20キログラム以下のもの	1個につき	90円	
質量が20キログラムを超えるもの	1個につき	290円	
3 体積計			
(1) 水道メーター			
口径が25ミリメートル以下のもの	1個につき	80円	
口径が40ミリメートル以下のもの	1個につき	170円	
口径が100ミリメートル以下のもの	1個につき	1,200円	
口径が100ミリメートルを超えるもの	1個につき	1,650円	
(2) 温水メーター	1個につき	200円	
(3) 燃料油メーター			
ア 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	1個につき	590円	
イ 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（アに掲げるものを除く。）	1個につき	1,550円	
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1個につき	2,050円	
(4) 液化石油ガスメーター	1個につき	6,400円	
(5) ガスメーター			
使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	1個につき	100円	
使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	1個につき	220円	
使用最大流量が160立方メートル毎時以下のもの	1個につき	590円	
使用最大流量が400立方メートル毎時以下のもの	1個につき	960円	
使用最大流量が1,000立方メートル毎時以下のもの	1個につき	2,300円	
使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの	1個につき	5,500円	
4 アネロイド型圧力計			
アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）			
計ることができる最大の圧力が50メガパ	1個につき	90円	

	スカル以下のもの			
型式 外検 定	<p>1 質量計（非自動はかりのうち、ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。）</p> <p>(1) 非自動はかり</p> <p>ひょう量が5キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が20キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が50キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が100キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が250キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が500キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が1トン以下のもの</p> <p>ひょう量が2トン以下のもの</p> <p>ひょう量が5トン以下のもの</p> <p>ひょう量が10トン以下のもの</p> <p>ひょう量が20トン以下のもの</p> <p>ひょう量が30トン以下のもの</p> <p>ひょう量が40トン以下のもの</p> <p>ひょう量が50トン以下のもの</p> <p>ひょう量が50トンを超えるもの</p> <p>(2) 分銅</p> <p>表す質量が200グラム以下のもの</p> <p>表す質量が200グラムを超えるもの</p> <p>(3) おもり</p> <p>質量が5キログラム以下のもの</p> <p>質量が20キログラム以下のもの</p> <p>質量が20キログラムを超えるもの</p>	<p>1個につき</p> <p>170円</p> <p>1個につき</p> <p>200円</p> <p>1個につき</p> <p>270円</p> <p>1個につき</p> <p>360円</p> <p>1個につき</p> <p>560円</p> <p>1個につき</p> <p>1,000円</p> <p>1個につき</p> <p>1,700円</p> <p>1個につき</p> <p>2,900円</p> <p>1個につき</p> <p>6,600円</p> <p>1個につき</p> <p>8,400円</p> <p>1個につき</p> <p>12,400円</p> <p>1個につき</p> <p>15,200円</p> <p>1個につき</p> <p>19,900円</p> <p>1個につき</p> <p>22,400円</p> <p>1個につき</p> <p>38,900円</p> <p>1個につき</p> <p>20円</p> <p>1個につき</p> <p>230円</p> <p>1個につき</p> <p>20円</p> <p>1個につき</p> <p>100円</p> <p>1個につき</p> <p>300円</p>	<p>170円</p> <p>200円</p> <p>270円</p> <p>360円</p> <p>560円</p> <p>1,000円</p> <p>1,700円</p> <p>2,900円</p> <p>6,600円</p> <p>8,400円</p> <p>12,400円</p> <p>15,200円</p> <p>19,900円</p> <p>22,400円</p> <p>38,900円</p> <p>20円</p> <p>230円</p> <p>20円</p> <p>100円</p> <p>300円</p>	<p>最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)に掲げる金額の2倍の額とする。</p>
経過 型式 外検 定	<p>1 計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）附則第9条第2項第1号又は附則別表第4第1号に掲げるタクシーメーター</p>	<p>1個につき</p>	<p>530円</p>	
	<p>2 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号に掲げる非自動はかり</p> <p>(1) 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号ロに掲げるもの</p> <p>(2) 施行令附則別表第4第2号イ(1)又はハ(1)に掲げるもの</p> <p>ひょう量が200キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が500キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が1トン以下のもの</p> <p>ひょう量が2トン以下のもの</p> <p>ひょう量が5トン以下のもの</p> <p>ひょう量が10トン以下のもの</p> <p>ひょう量が20トン以下のもの</p>	<p>1個につき</p> <p>1個につき</p> <p>1個につき</p> <p>1個につき</p> <p>1個につき</p> <p>1個につき</p> <p>1個につき</p>	<p>980円</p> <p>530円</p> <p>920円</p> <p>1,500円</p> <p>2,700円</p> <p>6,300円</p> <p>8,200円</p> <p>11,900円</p>	

	ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,900円	
	ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	19,300円	
	ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,500円	
	ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	38,300円	
	(3) 施行令附則別表第4第2号イ(2)に掲げるもの			
	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	110円	
	ひょう量が10キログラムを超えるもの	1個につき	200円	
	(4) 施行令附則別表第4第2号ハ(2)に掲げるもの	1個につき	930円	
3	施行令附則第9条第2項第2号又は附則別表第4第3号に掲げる水道メーター			
	口径が40ミリメートル以下のもの	1個につき	160円	
	口径が100ミリメートル以下のもの	1個につき	1,150円	
	口径が100ミリメートルを超えるもの	1個につき	1,550円	
4	施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター			
	(1) 積算式ガソリン量器			
	表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1個につき	1,600円	
	表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの	1個につき	2,100円	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの			
	口径が30ミリメートル以下のもの	1個につき	2,600円	
	口径が30ミリメートルを超えるもの	1個につき	3,400円	
5	施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター	1個につき	6,300円	
6	施行令附則第9条第3項第2号若しくは第3号又は附則別表第4第4号に掲げるガスメーター			
	(1) (2)に掲げるもの以外のもの			
	ガスの体積(計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積をいう。以下同じ。)が4リットル以下のもの	1個につき	120円	
	ガスの体積が6リットル以下のもの	1個につき	180円	
	ガスの体積が30リットル以下のもの	1個につき	330円	
	ガスの体積が30リットルを超えるもの	1個につき	610円	
	(2) 施行令附則別表第4第4号ロに掲げるもの			
	使用最大流量が5立方メートル毎時以下のもの	1個につき	440円	
	使用最大流量が20立方メートル毎時以下のもの	1個につき	870円	
	使用最大流量が100立方メートル毎時以下のもの	1個につき	1,950円	
	使用最大流量が500立方メートル毎時以下のもの	1個につき	3,700円	
	使用最大流量が1,000立方メートル毎	1個につき	5,100円	

	時以下のもの 使用最大流量が1,000立方メートル毎 時を超えるもの	1個につき	9,600円		
	7 施行令附則第9条第2項第5号に掲げる アネロイド型圧力計 計ることができる最大の圧力が50メガパ スカル以下のもの	1個につき	90円		
装置検査		1個につき	700円		
定期 検査 及び 計量 証明 検査	1 非自動はかり (1) 検出部が電気式のもの又は光電式の ものであって、ひょう量が1トン以下の もの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるも の	1個につき 1個につき 1個につき 1個につき	1,400円 1,800円 2,200円 3,100円	最小の目量又 は表記された 感量がひょう 量の1万分の 1未満のもの にあつては、 (1)から(3) までに掲げる 金額の2倍の 額とする。	
	(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指 示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個につき	250円		
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のも の ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が1トン以下のもの ひょう量が2トン以下のもの ひょう量が5トン以下のもの ひょう量が10トン以下のもの ひょう量が20トン以下のもの ひょう量が30トン以下のもの ひょう量が40トン以下のもの ひょう量が50トン以下のもの ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき	500円 900円 1,500円 2,100円 3,700円 6,900円 10,700円 15,000円 19,100円 21,600円 29,800円 51,200円		
	2 分銅又はおもり	1個につき	10円		
	基準 器検 査	1 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器	1個につき		13,400円
		2 質量基準器 (1) 基準手動天びん 感量が1ミリグラムを超え又はひょう 量の2万分の1を超えるもの (2) 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム以下のもの ひょう量が10キログラム以下のもの ひょう量が50キログラム以下のもの ひょう量が200キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるも の	1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき		4,900円 3,350円 5,300円 7,800円 10,500円 14,000円 14,000円 に、500キログ

			ラムまでを増 すごとに 6,900円を加 えた額	
	(3) 基準直示天びん 感量が1ミリグラムを超え又はひょう 量の2万分の1を超えるもの	1個につき	7,900円	
	(4) 基準分銅			
	ア 1級である旨の表記のあるもの 表す質量が200グラム以下のもの	1個につき	3,200円	
	表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき	7,900円	
	イ 2級である旨の表記のあるもの 表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	640円	
	表す質量が50キログラム以下のもの	1個につき	780円	
	表す質量が50キログラムを超えるも の	1個につき	8,800円	
	ウ 3級である旨の表記のあるもの 表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	480円	
	表す質量が50キログラム以下のもの	1個につき	650円	
	表す質量が50キログラムを超えるも の	1個につき	7,100円	
	3 体積基準器 基準タンク 全量が0.25立方メートル以下のもの 全量が1立方メートル以下のもの	1個につき 1個につき	13,600円 34,000円	2以上のゲー ジグラスを有 する基準タン クにあって は、ゲージグ ラスが1増す 毎に、3に掲 げる金額の5 割の額を加算 するものとし る。油用の基 準タンクにつ いて使用中の 油により検査 を行うとき は、3に掲げ る金額の2倍 の額とする。
指定 登録 等関 係	1 法第17条第1項の指定	1件につき	162,600円	
	2 法第91条第2項の検査	1件につき	426,300円	
	3 法第107条の計量証明の事業の登録	1件につき	53,800円	
	4 法第115条の計量証明の事業の登録証の 訂正又は再交付	1件につき	1,750円	
	5 法第115条の計量証明の事業の登録簿の 謄本の交付	1枚につき	760円	
	6 法第115条の計量証明の事業の登録簿の 閲覧	1回につき	370円	
	7 法第127条第1項の指定	1件につき	2,550円	

8 法第127条第3項の検査	1件につき	7,400円
----------------	-------	--------

一部改正〔平成12年条例67号〕

別表第2（第2条関係）

	手数料区分	単位	金額
検定	1 温度計		25万円を超えない範囲内で実費を勘案して知事が定める額とする。
	(1) ガラス製温度計（ベックマン温度計又はガラス製体温計を除く。）	1個につき	
	(2) ベックマン温度計	1個につき	
	(3) ガラス製体温計	1個につき	
	(4) 抵抗体温計	1個につき	
	2 皮革面積計	1個につき	
	3 体積計		
	量器用尺付タンク	1個につき	
	4 密度浮ひょう	1個につき	
	5 アネロイド型圧力計		
	(1) アネロイド型圧力計		
	計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの	1個につき	
	(2) アネロイド型血圧計	1個につき	
6 熱量計	1個につき		
7 騒音計	1個につき		
8 振動レベル計	1個につき		
9 濃度計			
(1) ジルコニア式酸素濃度計	1個につき		
(2) 磁気式酸素濃度計	1個につき		
(3) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	1個につき		
(4) 紫外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき		
(5) 紫外線式窒素酸化物濃度計	1個につき		
(6) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	1個につき		
(7) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	1個につき		
(8) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1個につき		
(9) 化学発光式窒素酸化物濃度計	1個につき		
(10) ガラス電極式水素イオン濃度検出器	1個につき		
(11) ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1個につき		
(12) 酒精度浮ひょう	1個につき		
10 浮ひょう型比重計	1個につき		
型式外検定	1 温度計		
	(1) ガラス製温度計（ベックマン湿度計又はガラス製体温計を除く。）	1個につき	
	(2) ベックマン温度計	1個につき	
	(3) ガラス製体温計	1個につき	
	2 皮革面積計	1個につき	
	3 量器用尺付タンク	1個につき	
	4 密度浮ひょう	1個につき	
5 アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものを除く。）	1個につき		
6 熱量計	1個につき		
7 酒精度浮ひょう	1個につき		

	8 浮ひょう型比重計	1 個につき	
経過型式外検 定	アナロイド型圧力計 計ることができる最大の圧力が50メガパス カルを超えるもの	1 個につき	
定期検査及び 計量証明検査	皮革面積計	1 個につき	
計量証明検査	1 ベックマン温度計 2 ボンベ型熱量計 3 騒音計 4 振動レベル計 5 濃度計 (1) ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式 酸素濃度計 (2) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 (3) 紫外線式二酸化硫黄濃度計 (4) 紫外線式窒素酸化物濃度計 (5) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 (6) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 (7) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 (8) 化学発光式窒素酸化物濃度計 (9) ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき 1 個につき	
基準器検査	1 面積基準器 2 基準湿式ガスメーター	1 個につき 1 個につき	